

平成30年 第1回農業委員会総会 議事録

1. 日 時	平成30年1月10日(水) 午前9時30分～10時5分
2. 場 所	にかほ市役所金浦庁舎 第3会議室
3. 委員総数	12名
4. 出席した委員(9名)	3番 齋藤文男 4番 佐藤 直 5番 森 榮一 7番 佐藤久美子 8番 齋藤久江 9番 加藤朋光 10番 伊東正志 11番 遠藤 豊 12番 小林 豊
5. 欠席した委員(3名)	1番 阿部鈴子 2番 齋藤勝義 6番 巴 朋之
6. 総会議長	会長 小林 豊
7. 会議録署名委員	3番 齋藤文男 4番 佐藤 直
8. 出席した事務局職員	副主幹班長 阿部真也 副主幹 三浦利枝
9. 議事日程	第1 会議録署名委員の指名 第2 会議書記の指名 第3 会期の決定 第4 諸般の報告 第5 議案審議
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)について ・・・【15件】
報告第2号	農地の転用事実に関する照会について ・・・【4件】
議案第1号	農地法第3条の規定による使用貸借権設定の件について ・・・【2件】
議案第2号	農地法第3条の規定による地役権設定の件について ・・・【1件】

- 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の件について
 . . . 【 2 件】
- 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定
 について . . . 【 3 8 件】
- ◆事務局班長 おはようございます。ただ今より、平成 3 0 年第 1 回にかほ
 市農業委員会総会を開会致します。
 はじめに、会長よりご挨拶をお願い致します。
 (開会 午前 9 時 3 0 分)
- ◇会長 【 会長挨拶 】
- ◇議長 それでは審議に入る前に欠席者を報告します。1 番阿部委員
 2 番齋藤委員、6 番巴委員より欠席の届け出がありました。
 ただ今の出席委員は、委員総数 1 2 名中 9 名です。出席委員
 は過半数に達しております。よって本日の会議は成立いたしました。
- ◇議長 日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。
 3 番齋藤委員、4 番佐藤委員の両名をお願いいたします。
- ◇議長 日程第 2 会議書記を指名いたします。
 会議書記には、本日出席の事務局職員を指名いたします。
- ◇議長 日程第 3 会期の決定の件を議題といたします。
 会議の会期は、本日 1 日限りと決定してご異議ございません
 か。
 . . . 〈異議なしの声あり〉 . . .
- ◇議長 ご異議ないようですので、会期は本日 1 日限りといたします。
- ◇議長 日程第 4 諸般の報告
 【 詳細に報告 】
- ◇議長 日程第 5 議案審議に入ります。
 報告第 1 号農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知 (合意解
 約) について上程します。事務局の説明をお願いします。

◆事務局班長

議案書5ページです。報告第1号-1につきましては、所有権移転するための解約であります。所有権移転につきましては議案第3号-1で挙げております。

報告第1号-2につきましては、新たな借受希望者が現れたことによる合意解約であります。新たな賃借につきましては議案第4号-7で挙げております。

報告第1号-3及び4につきましては受人が同一でありまして、高齢化による経営縮小の為に解約し、そのうち一部契約内容を変更し再設定するものです。再設定については議案第4号-9及び10にそれぞれ挙げております。

報告第1号-5につきましては、減反借入分について双方合意のうえ解約するものです。

報告第1号-6につきましては、受人の労力不足による合意解約であります。新たな賃借につきましては議案第4号-17で挙げております。

報告第1号-7から9につきましては受人が同一でありまして、高齢による労力不足に伴う規模縮小により合意解約するものです。

報告第1号-10につきましては、受人の労力不足による合意解約であります。新たな賃借につきましては議案第4号-37と38で挙げております。

報告第1号-11と12につきましては受人が同一でありまして、農機具の老朽化及び兼業による経営縮小に伴う合意解約であります。

報告第1号-13につきましては、受人の体調不良による合意解約であります。

報告第1号-14と15につきましては受人が同一でありまして、体調不良による労力不足に伴う合意解約であります。

◇議長

報告第1号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

◇5番 森委員

合意解約は致し方ないことだと思いますが、報告第1項-7から9について、解約後の耕作者について何か話があったでしょうか。

◆事務局班長

合意解約の書類提出の際には、そういった話は出ておりませんでした。

◇議長

ほかにご質問等ありませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、報告第1号については同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声〉・・・

◇議長

ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

◇議長

次に報告第2号農地の転用事実に関する照会についてを上程します。事務局の説明をお願いします。

◆事務局班長

議案書9ページです。報告第2号農地の転用事実に関する照会が、秋田地方法務局本荘支局よりありました。

報告第2号-1は、申請地が飛地内の農地であります。位置図及び公図が10ページ、11ページとなっております。現況は現在畑としては利用しておらず、雑草や灌木が生い茂っている状態であります。現地については小林会長と佐藤直委員及び事務局職員が確認し非農地と回答しております。

報告第2号-2については、申請地が象潟駅前の地目が畑の土地であります。位置図及び公図が12ページ、13ページとなっております。現地には個人住宅が建築されておりますが、過去の転用事業を確認したところ、昭和47年に農地法第5条の転用申請及び許可が出ていましたので、その旨回答しております。

報告第2号-3については、申請地が象潟町関地内の農地であります。位置図及び公図が14ページ、15ページとなっております。現況は現在畑としては利用しておらず、雑草及び灌木が生育している状態であります。現地については伊東委員及び事務局職員が確認し非農地と回答しております。

報告第2号-4については、申請地が象潟町洗釜地内の農地であります。位置図及び公図が16ページ、17ページとなっております。現況は現在畑としては利用しておらず、雑草及び灌木が生育している状態であります。現地については伊東委員及び事務局職員が確認し非農地と回答しております。

◇議長

報告第2号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

- ◇3番 齋藤委員 報告第2号-2についてですが、申請者が県外の人ですが、申請地にはだれか住んでいるのでしょうか。
- ◆事務局班長 申請地は相続により名義が変わったものであり、住宅は空家となっております。
- ◇議長 ほかにご質問等ありませんか。
- ・・・〈なしの声あり〉・・・
- ◇議長 ご質問、ご意見ないようですので、報告第2号については同意することに決定してご異議ございませんか。
- ・・・〈異議なしの声〉・・・
- ◇議長 ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。
- ◇議長 次に議案第1号農地法第3条の規定による使用貸借権設定の件についてを上程します。事務局の説明をお願いします。
- ◆事務局班長 議案書18ページです。議案第1号-1及び2につきましては申請事由が同じため、一括して説明します。
- 議案第1号-1及び2につきましては、経営移譲年金受給のための更新であります。農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
- ◇議長 議案第1号の説明が終わりました。ご質問、ご意見はございませんか。
- ・・・〈なしの声あり〉・・・
- ◇議長 ご質問、ご意見ないようですので、初めに議案第1号-1について許可することに、賛成の諸君の挙手を求めます。
- ・・・〈挙手全員〉・・・
- ◇議長 挙手全員ですので、許可することに決定いたします。
- ◇議長 次に議案第1号-2について許可することに、賛成の諸君の

挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長

次に議案第2号農地法第3条の規定による地役権設定の件について、説明を求めます。

◆事務局班長

議案書22ページです。議案第2号につきましては、仁賀保高原に建設を予定している風力発電施設に係る送電設備の敷設に伴い、地役権の設定をするものでありまして、位置図が議案書23ページ、地積測量図が議案書24ページ及び25ページです。設定する面積は2,670.06㎡であります。

◇議長

議案第2号の説明が終わりました。ご質問、ご意見はございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第2号については許可することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長

次に議案第3号農地法第3条の規定による所有権移転の件についてを上程します。事務局の説明をお願いします。

◆事務局班長

議案第3号について一括して説明します。議案書26ページです。議案第3-1につきましては、報告第1号の合意解約に係るものを含めて受人の要望により所有権移転するものであり、金額は■■■■■■■■■■円です。

議案第3-2につきましては、過去に交換で取得していたとの事ありますが所有権移転登記をしていなかった為、今回正規の名義に直すということで申請があったものであります。

どちらも農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

◇議長 議案第3号の説明が終わりました。ご質問、ご意見はございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長 ご質問、ご意見ないようですので、初めに議案第3号-1について許可することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長 挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長 次に議案第3号-2について許可することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長 挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長 次に、議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局班長 議案書27ページです。市長より農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定を求められております。

利用権の設定の計画が38件でありまして、利用権設定の総面積は220,136㎡です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしております。

では議案書28ページからです。

議案第4号-1は賃借権の新規であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第4号-2と3は賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第4号-4と5は受人が同一であり賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第4号-6と7は賃借権の新規であります。契約条件並

びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第4号-8は賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第4号-9から11は受人が同一であり、9と10は賃借権の再設定、11は賃借権の新規であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第4号-12と13は、賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第4号-14から17は受人が同一であり、14と15は賃借権の再設定、16は使用貸借の再設定、17は賃借権の新規であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

◇議長

議案第4号-1から17までの説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第4号-1から17については、原案通り承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案通り承認することに決定致します。

◇議長

次の議案第4号-18は、5番 森榮一委員に関連ありますので、農業委員会等に関する法律第31条及びにかほ市農業委員会会議規則第18条、議事参与の制限に該当しますので退席願います。

〈5番 森榮一委員退席〉 (午前9時57分)

◇議長

議案第4号-18について、事務局の説明を求めます。

◆事務局班長

議案第4号-18は賃借権の新規であります。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載の通りであります。

◇議長

議案第4号-18の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第4号-18については原案通り承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案通り承認することに決定致します。

5番 森榮一委員の入室を許可します。

〈5番 森榮一委員着席〉 (午前9時58分)

◇議長

続けて説明をお願いします。

◆事務局班長

議案第4号-19から24は受人が同一であり、19から23は賃借権の再設定、24は賃借権の新規であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第4号-25から28は受人が同一であり、すべて賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第4号-29は、賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第4号-30は、賃借権の新規であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第4号-31から33は受人が同一であり、31が賃借権の再設定、32と33が使用貸借の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第4号-34と35は、賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第4号-36は、賃借権の新規であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第4号-37から38は渡人が同一であり、どちらも賃借権の新規であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

◇議長

議案第4号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

◇3番 齋藤委員

議案第4号-29について借受者が高齢のようですが、他に農業に従事している人はいますか。

- ◇議長 森委員 ご存知ですか。
- ◇5番 森委員 息子さんが手伝っています。
- ◇議長 ほかにご質問等ありませんか。
- ・・・〈なしの声あり〉・・・
- ◇議長 ご質問、ご意見ないようですので、議案第4号について原案通り承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。
- ・・・〈挙手全員〉・・・
- ◇議長 挙手全員ですので、議案第4号について原案通り承認することに決定致します。
- ◇議長 以上をもって、本日の議事日程は全部終了しました。
これをもちまして総会を閉会致します。ありがとうございました。
- （閉会 午前10時5分）

本総会議事録は、にかほ市農業委員会会議規則第27条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するために下記に署名押印する。

平成30年1月10日

会議録署名委員

総会議長	会長
委員	3番
委員	4番